

# 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、厚生労働省所管の独立行政法人改革を行うために必要な措置を行う。

	主な措置内容	施行時期												
(独)労働安全衛生総合研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>両法人を統合し、「(独)労働者健康安全機構」とする ※(独)労働者健康福祉機構が存続法人</li> <li>理事数を5人以内とする ※現在、労福機構は4人、安衛研は2人</li> <li>化学物質の有害性調査(国の委託事業)を統合法人の業務に追加</li> </ul>	平成28年4月												
(独)労働者健康福祉機構			(独)勤労者退職金共済機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産運用委員会の設置等による資産運用のリスク管理体制の強化</li> <li>退職金の通算制度の内容の拡充や、未請求退職金の発生防止対策における住基ネットの活用等を通じた事務効率化</li> <li>建設業退職金共済制度の退職金が支給されない加入期間を短縮(24月未満→12月未満)</li> </ul>	平成28年4月 (資産運用委員会の設置は平成27年10月)	(独)福祉医療機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉貸付事業及び医療貸付事業に対する金融庁検査の導入</li> </ul>	平成27年10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>回収した年金住宅融資等債権の元本部分について、年複数回、定期的に国庫に納付(現在は、年に1回に限定)</li> </ul>	平成27年10月	(独)労働政策研究・研修機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>理事数の削減(3人以内→2人以内)</li> </ul>	平成28年4月	年金積立金管理運用独立行政法人
(独)勤労者退職金共済機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産運用委員会の設置等による資産運用のリスク管理体制の強化</li> <li>退職金の通算制度の内容の拡充や、未請求退職金の発生防止対策における住基ネットの活用等を通じた事務効率化</li> <li>建設業退職金共済制度の退職金が支給されない加入期間を短縮(24月未満→12月未満)</li> </ul>	平成28年4月 (資産運用委員会の設置は平成27年10月)												
(独)福祉医療機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉貸付事業及び医療貸付事業に対する金融庁検査の導入</li> </ul>	平成27年10月												
	<ul style="list-style-type: none"> <li>回収した年金住宅融資等債権の元本部分について、年複数回、定期的に国庫に納付(現在は、年に1回に限定)</li> </ul>	平成27年10月												
(独)労働政策研究・研修機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>理事数の削減(3人以内→2人以内)</li> </ul>	平成28年4月												
年金積立金管理運用独立行政法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金積立金の管理及び運用の業務の体制強化のため、理事を1人追加</li> <li>法律上の主たる事務所の所在地を神奈川県から東京都とする</li> </ul>	公布日												

# (独)労働安全衛生総合研究所と(独)労働者健康福祉機構の統合について

(独)労働安全衛生総合研究所と(独)労働者健康福祉機構を統合する等、所要の措置を講じる。

## (独)安衛研の主な政策目的

- 労働災害の防止、労働者の健康増進・職業性疾病に関する総合的な調査・研究等を通じた、労働安全衛生施策の基礎となる科学的知見等の提供

## (独)労福機構の主な政策目的

- 適切な医療の提供等を通じた、労働者の療養の向上と健康の保持・増進

## 日本バイオアッセイ研究センター事業

※国の委託事業

- 化学物質の有害性(発がん性)調査

## (独)労働者健康安全機構

労災病院の臨床研究や医療提供の機能、安衛研の高度な基礎研究・応用研究機能を有機的に統合し、**予防・治療・職場復帰支援**を総合的に展開

### 予防・治療・職場復帰支援

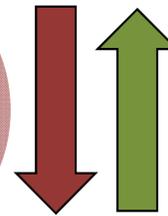
#### 労災病院

- 病職歴データに基づく解析 等

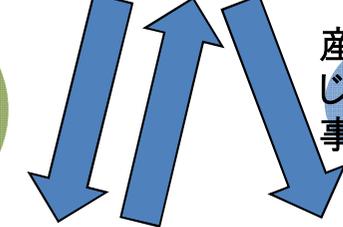
#### 産業保健総合支援センター

- 産業保健に関するセミナー、情報提供 等

病職歴データの提供



研究成果の活用(労災病院)



産保センターを通じた研究成果の事業場への提供

### 労働災害に係る基礎研究・応用研究

- 労災事例の科学的専門的な調査
- 発症メカニズム等の究明
- 化学物質の有害性(発がん性)の調査 等



施行期日:平成28年4月1日

# (独)労働安全衛生総合研究所と(独)労働者健康福祉機構の統合について

## 改正の概要

### 1. 新法人の概要

(名称) 新法人の名称を「(独)労働者健康安全機構」とする。

(役員数) 新法人の理事数を5人以内、監事を2人とする。

※ 安衛研:理事長、理事2人以内、監事2人 労福機構:理事長、理事4人以内、監事2人

(業務の範囲)

- 安衛研の業務(「事業場における災害の予防・職業性疾病に関する調査研究」、「労働災害の原因の調査」、「事業場への立入検査」)を引き継ぐ。
- 閣議決定等に基づき廃止され、現在行っていない以下の業務を削除する。
  - ・ 健康診断施設の設置及び運営(平成21年度末に廃止)
  - ・ 労働者50人未満の事業場であって、産業医の選任・労働者の健康管理を行うものに対する助成金支給(平成22年度末に新規受付廃止、平成24年度末に経過措置(助成期間が3年)も終了)
  - ・ 健康診断を受ける労働者に対する助成金支給(平成22年度末に廃止)
  - ・ リハビリテーション施設の設置及び運営(平成27年度末廃止に向け、順次廃止中)
- 化学物質の有害性調査(日本バイオアッセイ研究センター事業)を追加する。

(区分経理) 安衛研法第12条に規定する区分経理の規定を置き、「社会復帰促進等事業として行われるものに係る経理」と「その他の業務に係る経理」に区分して経理する。

### 2. (独)労働安全衛生総合研究所の解散等

(労働安全衛生総合研究所の解散等) (独)労働安全衛生総合研究所を解散し、その権利・義務を(独)労働者健康安全機構に承継する。

(国承継等) 日本バイオアッセイ研究センター事業を新機構の業務とすることに伴い、当該業務に関し、国が有する権利及び義務を新機構に承継する。

# <参考> (独)労働安全衛生総合研究所(及び日本バイオアッセイ研究センター)の概要

## 安衛研の概要

- 設立:平成18年4月1日  
独立行政法人 産業安全研究所  
独立行政法人 産業医学総合研究所 } 統合  
所在地:東京都清瀬市、神奈川県川崎市
- 主な事業  
・労働安全衛生分野の調査研究  
・労働災害等の原因調査
- 役職員(非国家公務員)  
・役員:5名(理事長1、理事2、監事2  
(うち1非常勤))  
・職員:97名(平成26年4月1日現在)
- 平成26年度予算  
・運営費交付金 約20億円

## バイオの概要

- 設立:昭和57年4月  
所在地:神奈川県秦野市(施設は国が保有)
- 主な事業  
・発がん性の有無を確認するための長期吸入試験  
・その他経口試験、生殖毒性試験等(民間企業や公的機関からの委託によるもの)
- 職員数(非国家公務員)  
・職員:25名(平成26年4月1日現在)
- 平成26年度予算  
・約11億円(うち国からの委託費 約10億円)

## 主な役割と実績

労働者の安全及び健康を確保するため、労働災害及び職業性疾病の予防等に関する総合的な調査及び研究を行う日本国内で唯一の労働安全衛生分野の総合的な研究機関である。

### (1) 労働安全衛生分野の調査研究 ◆平成25年度実績:18件

労働安全衛生施策の基礎となる科学的データを提供し、法令・通達等の制定・改定を通じて、労働者の安全と健康の確保を図る。

(例)

- 墜落防止対策が困難な箇所における安全対策に関する研究
- 介護職場における総合的な労働安全衛生研究  
→法令改正やガイドラインの策定等に活用

### (2) 労働災害等の原因調査 ◆平成25年度実績:災害調査17件、鑑定依頼等34件

行政では原因究明が困難な大規模、複雑な労働災害について、行政機関や捜査機関からの要請を受け、科学的専門的な観点から原因究明・再発防止のための調査を実施。

(例)

- 秋田県由利本荘市の市道災害防除工事中に発生した土砂崩壊災害の調査
- 三重県四日市市の化学工場で発生した爆発災害の調査

## 主な役割と実績

バイオアッセイ研究センター事業は、厚生労働省の委託事業であり、長期吸入によるがん原性試験を行っている。同センターは、日本国内で唯一の長期吸入試験を実施できる試験機関である。

### (1) がん原性試験の実施 ◆平成25年度までの試験実績:計52物質

国が選定した化学物質について、長期吸入によるがん原性試験(空气中に化学物質を混ぜて吸入させる試験)を実施。予備試験等も含め、1つの化学物質の試験に約5年間を要し、毎年1物質ずつ新規に試験を実施している。

厚生労働省では、同試験を通じて有害性が認められた化学物質について、「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づく健康障害を防止するための指針」の対象物質に追加することにより、当該物質による労働者の健康障害の防止を図っている。

## < 参考 >

# ( 独 ) 労働者健康福祉機構の概要

### 法人の概要

- 設立:平成16年4月1日  
特殊法人 労働福祉事業団から移行  
所在地:神奈川県川崎市
- 主な事業
  - ・ 労災病院の設置・運営
  - ・ 関連施設の設置・運営  
医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター等
  - ・ 産業保健活動総合支援事業
  - ・ 未払賃金の立替払事業 等
- 役職員(非国家公務員)
  - ・ 役員:7名  
(理事長1、理事4、監事2(うち1非常勤))
  - ・ 職員:15,796名  
うち、労災病院 15,116名  
(平成26年4月7日現在)
- 労災病院:30病院(2分院あり)  
12,767床(平成26年4月1日現在)
- 平成26年度予算(うち、国費)
  - ・ 病院事業 2,900億円(0円)  
※労災病院事業に国費の投入なし
  - ・ その他の事業 426億円(294億円)  
※国費294億円のうち、未払賃金立替払事業  
補助金167億円

### 主な役割と実績

予防から治療、リハビリ、職場復帰支援に至る一貫した労災医療の提供や、労災疾病の研究等により高度専門的医療を確保・提供する中で、アスベスト関連疾患、職業環境の変化に伴うメンタルヘルスなどの新たな課題にも対応するほか、事業場における産業保健活動の支援を行うなど、労災補償行政、安全衛生行政のセーフティネットを担う。

#### (1) 労災医療の提供

労災疾病等に関する予防から治療、リハビリ、職場復帰支援に至る一貫した高度・専門的な医療の提供

#### (2) 労災疾病研究成果の普及促進

病院ネットワークを活用した症例データ等の収集・研究を行い、医療技術や知見を開発・確立し、診断・治療法等を労災指定医療機関等に普及

(例) 労災医療に関する研究発表 11,836件(H16'~H25')  
アスベストへの対応

- ・ アスベスト疾患センター25か所設置
- ・ 「アスベスト関連疾患日常診療ガイド」の作成
- ・ 石綿関連疾患診断技術研修実施 6,893人(H21'~H25')

#### (3) 産業保健活動の支援

事業場において産業保健活動を行う産業医、企業の安全衛生管理担当者等の産業保健スタッフに対する専門的な支援

(例) 産業医等に対する専門的研修 38,225件(H16'~H25')  
産業医等に対する専門的相談 249,705件(H16'~H25')  
胆管がん問題への迅速な対応(健康相談375件(うちフリーダイヤル140件)、  
研修32件)(H24'~H25')

#### (4) 労災補償行政のバックアップ機能

労災医療の専門的知見による労災認定意見書の作成等

(例) 労災認定に必要な意見書の作成 34,581件(H16'~H25')  
地方労災医員 62人(H25')

(業務上負傷、疾病の診断について医学的観点から逐次文書/口頭で意見)  
アスベスト疾病認定の医学的判断となる石綿小体の計測検査 473件(H18'~H25')

# 独立行政法人改革の全体像

## 独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)

○制度の見直し:各法人に共通する規律を改正(以下の法改正とともに、運用も改善)

### 独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成26年法律第66号)

全法人を一律に規定している現行制度を見直し、業務の特性に応じて法人を3分類

① 中期目標管理法人

公共上の事務・事業を中期的(3~5年)な目標・計画に基づき行うことにより、多様で良質なサービスの提供を通じて公共の利益を増進することを目的とする

② 国立研究開発法人

研究開発に係る業務を主要な業務として、中長期的(5~7年)な目標・計画に基づき行うことにより、我が国の科学技術の水準の向上を通じた国民経済の発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする

③ 行政執行法人

国の行政事務と密接に関連した国の相当な関与の下に確実に執行することが求められる事務・事業を、単年度ごとの目標・計画に基づき行うことにより、正確・確実に執行することを目的とする(役職員に公務員身分を付与)

### 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第67号)(改正対象法律は229本)

⇒ 第186回通常国会で成立 施行日:平成27年4月1日

○組織の見直し:個別法人の統廃合等(【政府全体】100法人 → 87法人)

各独法設置法改正法案【第186回国会以降、各府省】:法人の統廃合等組織の見直し

⇒ 今回の法案(【厚生労働省】6法人 → 5法人)